

質問 1 貧困率の改善

我が国の相対的貧困率は 2018 年の時点で 15.4%となっていますが、これが 2030 年までに半減されるよう、改善に取り組むべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

我が国の相対的貧困率については、近年低下が続いていますが、こうした動きを維持するため、

- ・新型コロナウイルス感染症に伴う対応として、ひとり親家庭等への給付金の支給
- ・最低賃金の全国的な引上げ
- ・同一労働同一賃金など働き方改革に加え、就職氷河期世代を含む全ての方が働くことや社会参加することを促進できるよう、個々人の状況に応じた支援といった取組を進めています。

質問 2-1 生活保護の捕捉率向上

日本の生活保護の捕捉率（本来なら生活保護を受けることができる人のうち、実際に生活保護利用に至っている人の割合）は 2～3 割に留まり、利用できない状態の方が多くいると考えられています。生活保護の「捕捉率」を上げるべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

いわゆる生活保護の捕捉率については、保護申請がなされなければ、保有する資産や親族からの扶養の可否等についての調査、働いて収入を得る能力の把握等が困難であるため、正確に把握することは困難であると承知していますが、生活保護が必要な方のためらわず申請いただけるように制度の普及啓発を行っていくことや、生活困窮者自立支援制度との連携により困窮者を早期発見することが重要と考えています。

質問 2-2 水際作戦の根絶

生活困窮者が生活保護の申請を行った場合に、窓口で違法な申請拒絶（いわゆる「水際作戦」）を受けることがあります。このような「水際作戦」を根絶するための施策を講じるべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

保護が必要な方に対して、确实かつ速やかに保護を行うことが重要であり、生活保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むよう、自治体への周知徹底を行うなど、適切な運用が図られることが必要と考えています。

質問 3-1 ケースワーカーの増員と専門性確保

生活保護制度の運用の問題の背景には、現場で働くケースワーカーの人員の不足や専門性の不足が要因の1つとされています。福祉事務所に配置されるケースワーカーの人員を増員し、福祉専門職の採用を促すような施策を講じるべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

生活保護制度は、最低生活の保障を行うとともに、生活保護受給者の自立の助長を行うことを目的としており、これを担うケースワーカーについて、生活保護の受給世帯に応じて適切な配置がなされることが重要です。

このため、社会福祉法で定める被保護世帯の標準数に応じたケースワーカーの人数の配置に必要な交付税措置が行われており、引き続き適切に配置されるよう、対応していく必要があると考えています。

質問 3-2 ケースワーク業務の外部委託

現行法制度上、外部委託が許されない「保護の決定・実施」（公権力の行使）と不可分一体であるケースワーク業務（家庭訪問、面接、調査、指導等）について、厚生労働

省は、「外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る」として
います。外部委託を可能とする方向での法改正を行うべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

生活保護のケースワーク業務は、国民の権利に深く関係する業務であるとともに、業務
に当たっては高度な専門性が求められるものであり、生活保護受給者の生活に深く関わ
り、公権力の行使に当たる業務については、自治体職員が行うことが必要と考えます。
他方、ケースワーカーが真に必要な業務に重点化できるよう、ケースワーカーの業務負
担軽減は重要な課題と考えています。

質問4 生活保護基準を2013年の段階に戻す

生活保護基準については2013年（生活扶助）、2015年（住宅扶助、冬季加算）、2018
年（生活扶助、母子加算等）と3回にわたる引下げが行われ、生活保護を利用する方々
の生活は厳しさを増しています。生活保護基準を2013年時点の水準に戻すべきだと思
いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

これまでの生活保護基準の見直しは、厚生労働省において、生活保護基準と一般低所得
世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に検証した上で、最低限
度の生活を保障する観点から適正な水準となるように行ったものと承知しています。

質問4-2 級地の見直し

生活保護基準は最も高い1級地の1から最も低い3級地の2まで6段階で設定され
ていますが、専門家の審議会（社会保障審議会・生活保護基準部会）での検討と切り離
して、これを統合する動きが見られます。どのように級地を見直すかについては、専門
家の審議会による専門的な検討をふまえるべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

生活保護基準における級地制度については、令和3年6月25日から、社会保障審議会生活保護基準部会において議論が行われ、同年9月21日に、同部会において「生活保護基準における級地区分の検証に係る分析結果のまとめ」が取りまとめられ、専門的知見に基づく検証結果が示されたと承知しています。

今後、この検証結果を踏まえ、厚生労働省において、級地の在り方を検討していくものと承知しています。

質問 4-3 夏季加算の創設

生活保護制度では冬場の暖房費などに充てるための冬季加算が支給されています。しかし、夏にはそのような加算が無いことから、電気代を心配してエアコンを節約し、生命の危険に瀕するケースが後を絶ちません。近年の猛暑に対応するために、冷房費などに充てるための夏季加算の創設が必要だと思いませんか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

光熱費の経常的な生活需要が生活扶助本体に含まれていることを踏まえると、夏季加算の創設については慎重な検討が必要と考えています。

質問 5 一歩手前の困窮層への支援（一部扶助の単給化）

最低生活費を1円でも超えると一切の給付が受けられなくなる現状を改善するため、一部の扶助（住宅、教育、医療、生業）については、一歩手前の困窮層（例えば最低生活費の1.3倍未満）に単給できる（バラで受けられる）ようにすべきだと思いませんか。

- 1 思う
- 2 思わない

3 その他

〔理由〕

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであり、世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない部分について保護費を支給するという制度と承知しています。

質問 6 利用しやすい生活保護制度に

質問 6-1 扶養照会の原則廃止（申請者の同意を要件に）

生活に困窮した方が生活保護制度の申請をするにあたって、扶養義務者に扶養照会（援助ができるかどうかの質問）がなされることになっていますが、扶養照会については、申請者の同意がある場合にのみ行うことができるという運用改正をすべきだと思いますか。

1 思う

2 思わない

3 その他

〔理由〕

扶養照会を行うに当たり要保護者の同意を条件とすることについては、

- ・扶養の意思がある扶養義務者がいても、照会しなければその意思等を把握できないこと

- ・照会すれば扶養が行われ、要保護者の自立の助長の機会となりうるにもかかわらず、照会しないことで、その機会を奪う可能性があること

から、不適切であると考えています。

ただし、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等において、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するか否かという観点から検討を行うことについては、徹底すべきと考えます。

質問 6-2 自動車保有要件の緩和

現在、自動車については、原則として生活保護利用中の保有を認めない運用とされていますが、処分価値の乏しい自動車については生活用品としての保有を認めるなど、保有要件を緩和すべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院、通所及び通学のため必要とする場合には、一定の条件のもとに自動車の保有が容認されていると承知していますが、生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていないと考えます。

質問 6-3 生活保護世帯の子どもの大学等への進学保障

現在の生活保護制度では、生活保護世帯の子どもが大学等に進学した場合、世帯分離（生活保護の適用において、世帯員としては扱わないこと）をすることになっており、当該世帯に対する保護費が減額され、進学の大きな支障になっています。大学生等の世帯内就学と就学等に必要となる費用の収入認定除外を認めるなどして、進学保障をすべきだと思いますか。

- 1 思う
- 2 思わない
- 3 その他

〔理由〕

生活保護費を受給しながら、大学等に就学することについては、

- ①一般世帯で高等学校卒業後に大学等に進学せずに就職する方等や、
- ②アルバイトなどで自ら学費や生活費を賄いながら大学等に通う方とのバランスを考慮する必要があること等から、慎重に検討すべきと考えます。

党名 [自由民主党]